

令和7年度那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における畜産バイオガス発電事業化実現可能性調査業務公募型プロポーザル仕様書

1 業務名称

令和7年度那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における畜産バイオガス発電事業化実現可能性調査業務

2 事業の目的

脱炭素先行地域に選定された那須塩原市青木地区において、経済性を有し、かつ、市内はもとより全国に展開できるモデル性のある事業として畜産バイオガス発電を導入することを検討している。事業化実現可能性調査を行うことで、酪農が盛んな青木地区で日々排出される家畜糞尿を資源として有効的に活用し、本市酪農の持続可能性を高め、地域の脱炭素に貢献することを目的とする。

3 履行の場所

那須塩原市青木地内

4 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

なお、昨年度実施した内容については、参加申請者に別途提供する。

(1) 勉強会の実施

関係者を対象に、畜産バイオガス事業の理解促進と事業化推進及び消化液の利用普及を図ることを目的とした勉強会を実施し、情報提供及び意見交換を行う。開催は必要に応じて複数回とする。

(2) 原料供給者（酪農家、事業者等）への二次ヒアリング

昨年度実施したアンケートの未回答者及び興味なしと回答した酪農家を含め、青木地区のすべての酪農家に対し、バイオガス事業への参加条件・参加意思を確認するとともに、現状の家畜ふん尿処理の課題（コスト、労力負担）、バイオガスプラント導入効果等について意見交換を行う。

(3) 畜産農家及び耕種農家へのアンケート調査及びヒアリング調査

消化液の利用に関する関心度や懸念事項、要望を把握するために、市内の耕種農家を対象とした消化液の利用に関するアンケート調査を実施する。

アンケート調査にて消化液の利用に関心がある畜産農家及び耕種農家に対して、個別に消化液に関する情報提供や意見交換、本事業への参画等についてヒアリング調査を実施する。

(4) ふん尿以外のバイオマス資源の性状調査及び投入可能性のあるバイオマス資源を用いた混合発酵試験

バイオガスプラントで処理する単体原料及び混合原料を用いた発酵試験を行い、発酵阻害の有無やメタンガスの発生量等を分析し、バイオガス発電の規模設計に必要な情報を整理する。合わせて消化液の成分分析を実施する。

(5) メタン発酵消化液の施肥試験

昨年度実施した関係団体等との事前調整を基に、メタン発酵消化液を用いた耕種作物に対する栽培試験を実施する。

(6) バイオガスプラント導入先進地域への視察

バイオマスプラントを運営する上で、必要となる原料の収集方法や消化液の処理方法などの運営の実態を調査するため、バイオガスプラントを導入している先進地域へ関係者による視察を実施する。なお、視察に係る費用については受託者側の負担とする。

(7) 那須塩原市畜産バイオガスプラント導入検討会議の開催支援

本事業の事業化に向けて、以下の点を目的とした市内外の関係者（予定）が参加する「那須塩原市畜産バイオガスプラント導入検討会議（仮称）」の設置に係る支援を行う。また、この検討会議を開催するにあたり、資料作成、説明及び質疑応答に係る支援を行う。開催は2回程度を想定している。

- ・事業化に向けての検討
- ・事業モデル及び事業計画の策定

5 成果物

- ・業務報告書：正本1部（概要版を含む）
- ・電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部
- ・打合せ記録：一式

6 履行期限

契約日の翌日から令和8年3月27日まで

7 提案上限額

29,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 支払い条件

精算払

9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密（月1回程度を基本とする）に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (4) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (5) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。